

人権理事会レビュー普遍的定期的審査に関する意見書

2011年（平成23年）1月21日

日本弁護士連合会

当連合会は、普遍的定期的審査に関し、制度設計の議論の過程においても意見を表明し(A/HRC/4/NGO/80)、また、日本の普遍的定期的審査を経た後にも、日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式に関して意見を表明するなどして(A/HRC/8/NGO/17)、積極的に参加してきた。加えて、第2回UPR作業部会会期中には、日本審査に先立ち、国連内会議室において日本の人権状況に関するインフォメーション・セッションを主宰した。

以上の経験を踏まえて、日弁連は、次のとおり意見を提出する。

【趣旨】

アジア・太平洋地域の加盟国については、審査が1年以内に行われることが予定されているアジア・太平洋地域の国々を対象として、作業部会における審査が行われる前に、準備ヒアリング（preparatory hearing）の場を設ける。準備ヒアリングは、各審査対象国担当のトロイカを招聘し、人権高等弁務官事務所のアジア・太平洋地域事務所のあるバンコクなどアジア地域内で行う。

【理由】

アジア・太平洋地域は、他の地域と異なり、地域人権機構を有せず、地域人権機構を通じた国際的な人権救済の仕組みが存在しない上に、国家報告制度を有する国連の人権条約の批准率が低く、途上国の割合も高い。そのため、国連人権理事会の普遍的定期的審査制度が人権条約の下での国際的な人権履行監視制度を補完し、より強化する意義は高く、アジア・太平洋地域の国々にとって同制度をよりアクセスがしやすく、充実した建設的な対話の場としていくことが重要である。具体的には、ジュネーブにおける作業部会での審査に加えて、アジア地域内において準備ヒアリングを行うなどの方策が考えられる。これにより、審査対象国の政府代表団はもちろん、審査対象国以外の地域内の国々、NGO、市民社会団体、国内人権機関、及び、特別報告者の十分な参加を得て充実した建設的な対話を行う機会を補うことが期待される。

【趣旨】

NGO が、UPR 作業部会の会期中、審査対象国の審査前に、国連内会議室において、審査のための情報提供セッション（インフォメーション・セッション）を開催できるものとする。

【理由】

当連合会が、2008年に行われた第1回日本審査に先立ち、UPR作業部会の前に国連内会議室で開催したインフォメーション・セッションでは、日本国内のみならず外国の、また地域的・国際的 NGO も参加し、NGO が取り組んでいる人権問題の本質を説明するとともに、日本の人権状況の全体的な俯瞰の中での個別問題の位置づけと重要性を再確認することができた。このセッションは、参加した日本政府及び人権理事国・オブザーバー国の政府代表に NGO の声を直接傍聴する機会を提供し、日本審査での建設的な対話に生かされたものと信じている。

各国政府と NGO との建設的対話をもたられることは、審査の結果まとめられた勧告・意見の審査対象国による受け入れとその実施のためのフォローアップの進捗を確認するためにも、必要である。

以上